

国「子ども・子育て会議(第15回)基準検討部会(第20回)合同会議」(5月26日)の開催について ～ 公定価格の仮単価表の提示について ～

◇ 子ども・子育て会議(第15回)基準検討部会(第20回)合同会議が5月26日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格について (2)その他 [<ポイント> □ 公定価格の仮単価について、公定価格の仮単価表の資料と共に提示され審議が行われた。]

※以下敬称略

- ・ 無藤部会長より開会挨拶が行われた。事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告され議事進行について説明された。
- ・ 岡田 副大臣より「予定どおり平成27年4月に施行する方向で準備を進めていきたいということ。来年度予算編成の中では政府の責任の上で進めていきたい。今回の制度改革は、税と社会保障の一体改革の中で出されたものであるとその点は補足しておきたい。」との挨拶がなされた。

(1) 公定価格について

- ・ 事務局より資料1-1「公定価格の仮単価について」、資料1-2「公定価格の仮単価表」、参考資料「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価表、資料2「利用者負担について」について説明が行われ協議が行われた。

「資料1-1 公定価格の仮単価について」(子ども・子育て会議、基準検討部会合同会議 平成26年5月26日) ※抜粋

1.子ども・子育て三法案・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者とともに、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置づけについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。しかしながら、1.のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。(この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間の中的水準となることが想定される。)
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3. 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1-2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

[施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件]

- ・地域区分：その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・定員区分：施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・幼稚園：「151人～180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所：「81人～90人」(保育所の平均的な規模)
- ・認定こども園：教育標準時間認定(1号)部分は「106～120人」、保育認定(2号・3号)部分は「51人～60人」(施設全体を180人程度(認定こども園の平均的な規模)とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

地域型保育給付については各事業の平均的(中間的)な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分(下枠参照)

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育：定員区分なし
- ・小規模保育：「6人～12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・事業所内保育：「6人～12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から示したものは上記の前提による例示である。

質改善による仮単価の比較

- 地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、「0.7兆円の範囲で実施する事項」によりどの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁からお示しする。
- これらの比較表は、「公定価格仮単価の例示」と「質改善前の仮単価表の例示」について、1つの施設・事業に着目して作成した例示である。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔比較表の前提条件〕

- ・地域区分:その他の地域〔人件費の地域差を反映した加算がない地域〕
- ・定員区分:下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

- ・幼稚園:「180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所:「90人」(保育所の平均的な規模)
- ・認定こども園:施設全体:「180人」(教育標準時間認定(1号)部分:「120人」・保育認定(2号・3号)部分:「60人」)(平均的な規模の認定こども園の利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

【地域型保育給付の利用定員】

- ・家庭的保育:「4人」
- ・小規模保育:「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・事業所内保育:「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・居宅訪問型保育:「1人」

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から32頁に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

* なお、今般お示しする仮単価を用いて、各施設・事業者において、それぞれの施設等の実情に合わせて質改善前後の比較試算を行うことが可能である。

〈幼稚園〉仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

- 180人(私立幼稚園の平均的な規模)とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30:1	122人	68.1%
3歳児	20:1	54人	29.8%

満 3 歳 児	4 人	2.1%
合計	180 人	100.0%

地域区分:その他地域

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑤)	58,020 千円	58,473 千円	・事務負担への対応(非常勤職員週 2 日)を基本額へ組み込み
処遇改善(⑥)	5,386 千円(10%)	7,001 千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分 1(⑦～⑬)	16,440 千円	21,375 千円	・副園長・教頭設置加算、満 3 歳児対応教諭配置加算、チーム保青加配加算(2 人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週 3 日)、外部監査費加算 ・3 歳児配置改善加算を追加
加算部分 2(⑭～⑳)	59 千円	2,109 千円	・学校関係者評価加算 ・療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	79,905 千円	88,960 千円	・増加額:9,054 千円(11.3%)

〈保育所〉仮単価の単価表に基づいた 1 施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 90 人(私立保育所の平均的な規模)とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4 歳以上児(30:1)	34 人	38.3%
3 歳児(20:1)	18 人	19.7%
1、2 歳児(6:1)	30 人	33.3%
乳児(3:1)	8 人	8.7%
合計	90 人	100.0%

※地域区分:その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は 7:3 と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑥)	65,320 千円	69,319 千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善(⑦)	5,650 千円(10%)	7,738 千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分 1(⑧～⑬)	5,594 千円	7,223 千円	・所長設置加算 ・3 歳児配置改善加算を追加
加算部分 2(⑭～⑳)	3,823 千円	4,783 千円	・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算

			・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387 千円	89,063 千円	・増加額: 8,676 千円(10.8%)

〈認定こども園〉仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児(30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児(20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児(6:1)※	20人	3人	17人	11.1%
乳児(3:1)	5人		5人	2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

※地域区分:その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722 千円	91,065 千円	・事務負担への対応(非常勤職員週2日)、保育標準時間認定への対応等を基本額へ組み込み
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794 千円(10%)	10,656 千円 (13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1 (1号:⑦~⑭、 2・3号:⑧~⑬)	20,381 千円	25,006 千円	・副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2 (1号:⑰~⑳、 2・3号⑳~㉑)	1,080 千円	1,707 千円	・事務職員雇上費加算、学校関係者評価加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	115,978 千円	128,434 千円	・増加額: 12,456 千円(10.7%)

〈参考〉公定価格(仮単価)の設定に関し指摘された主な課題への対応

1. 認定こども園の公定価格(2・3号給付)と保育所の公定価格(2・3号給付)との関係

事項	現在の整理	対応
①学校歯科医 (基本額)	幼・認:嘱託費用を計上 保:特になし	➢保育所にも嘱託歯科医手当に相当する額を基本額に計上
②副園長・教頭 (加算)	幼・認:職員配置基準上の教諭との人件費差額を加算 保:特になし	➢2・3号のみの幼保連携型認定こども園に関しては設けないこととして、保育所と均衡を図る。

③年齢別学級編制 (基本額)	幼・認:学級編制に必要な教諭の person 費を計上 保:特になし	
④事務職員 (基本額)	幼・認:常勤 1 人分+非常勤週 2 日分 ※2・3 号のみの認定こども園は、保育所の対応+非常勤週 2 日分(合計:非常勤週 7 日分) 保:非常勤週 3 日分(基本額)+非常勤週 2 日分(加算)	> 原案通り

2.認定こども園関係

事項	現在の整理	対応
①管理者 (基本額、加算)	1 施設当たり、園長 1 人分の person 費を基本額に計上 ※副園長 1 人分の person 費を加算により計上	> 原案通り
②主幹保育教諭 (基本額)	1 施設当たり、主幹保育教諭 1 人分の person 費、専任加算等を計上	> 1 号給付と 2・3 号給付それぞれに主幹保育教諭の person 費専任加算等を計上※ 2・3 号のみの園は、原案通り(保育所と同じ)

3.地域型保育関係

事項	現在の整理	対応
賃借料 (加算)	地域別の加算水準を設定 ※特別区等の大都市部で、小規模保青事業 1 ヶ所当たり 約 3.5 万円程度(月額)	> 民間の家賃水準を踏まえた地域別の加算水準に見直し ※特別区等の大都市部で、小規模保青事業 1 ヶ所当たり、約 10 万円程度(月額)

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成 27 年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準(国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付けとなるもの)であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・教育標準時間認定(1 号給付)を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・保育認定(2・3 号給付)を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 上記のとおり、利用者負担の額は、国が定める水準を限度として各市町村が定めるものであり、各市町村によって異なる額となる。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

[・現行の利用者負担の水準を基本]

階層区分	推定年収	現行の保育料
① 生活保護世帯	—	0 円
② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270 万円	9,100 円

階層区分	利用者負担
① 生活保護世帯	0 円
② 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100 円

③ 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	～360 万円	16,100 円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	～680 万円	20,500 円
⑤ 市町村民税所得割課税額.. 211,201 円以上	680 万円～	25,700 円

③ 市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
⑤ 市町村民税所得割課税額.. 211,201 円以上	25,700 円.

※ ②～⑤: 第 1 階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※ 現行の保育料: 実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※ ①～⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども(満 3 歳以上)の利用者負担のイメージ(月額)

※ ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)
 [保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定]

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0 円
②市町村民税非課税世帯	～260 万円	6,000 円
③市町村民税課税世帯	～330 万円,	16,500 円
④所得税額 40,000 円未満	～470 万円	27,000 円
⑤所得税額 103,000 円未満	～640 万円	41,500 円
⑥所得税額 413,000 円未満	～930 万円	58,000 円
⑦所得税額 734,000 円未満	～1130 万円	77,000 円
⑧所得税額 734,000 円以上	1130 万円～	101,000 円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0 円	0 円.
② 市町村民税非課税世帯	6,000 円	6,000 円
③ 市町村民税課税世帯(所得説 非課税世帯)	16,500 円	16,300 円
④ 所得割課税額 97,000 円未満	27,000 円	26,600 円
⑤ 所得税課税額 169,000 円未満	41,500 円	40,900 円
⑥ 所得割課税額 301,000 円未満	58,000 円	57,100 円
⑦ 所得割課税額 397,000 円未満	77,000 円	75,810 円
⑧ 所得割課税額 397,000 円以上	101,000 円	99,400 円

②～③: 第 1 階層及び第 4～第 8 階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧: 第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯※ただし、保育単価を限度とする。

※ ①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども(満 3 歳未満)の利用者負担のイメージ(月額)

※ ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

[保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定]

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円,	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③ 市町村民税課税世帯(所得説非課税世帯)	19,500円	19,300円
④ 所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤ 所得税課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,810円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

- ②～③: 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ④～⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※ ただし、保育単価を限度とする。

- ※ ①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) これまで積み重ねた議題の中で審議つくされていない課題が残されている。学級編制加算について、保育園についても年齢別学級を編成している場合は学級編成加算のための保育士を配置する加算を行って頂きたい。チーム保育加算について、保育所においても複数担任制を行っているところも多く、そうした点からの加算も求められる。年間を通して保育所は300日、幼稚園は222日の開所であり、その差について、少なくとも研修についての加算をすることが必要。認定こども園の1号認定は10人区分、2、3号認定の定員は15人程度と設定されているがその点について伺いたい。

< 委員の主な意見概要 >

- 今回非常に詳細な仮単価であると共に0.7兆円を投入する前のものとの比較資料が示されたことは感謝。
- 施行を来年の4月に行う方向で準備している一方で消費税の10%引き上げについてあいまいなことでは、理解しがたいものもある。やはり政府としてしっかり取り組んで頂きたい。利用者負担について基準を市町村の裁量で任せた中で自治体間格差も危惧される。国の方である程度、格差のない、保護者が安心して負担できる額で確立して頂きたい。
- 今回27年4月から施行するとしたことについて感謝したい。2015年度より第4期の障害福祉計画が策定される中で障害児支援も位置づけられる上でも感謝したい。障害児支援の報酬単価と公定価格の議論の整合性をお願いしたい。報酬支援の方が補助単価がよい場合、子ども・子育て支援から障害

児が排除されてしまうことも危惧されるので、しっかり議論して頂きたい。居宅訪問型事業が期待される中で医療型の支援が必要な場合、訪問看護をうまく組み合わせることでかなり可能性が広がるのではないかと。小規模保育と児童発達支援の併行事業等、いろいろな可能性が考えられる中で、自治体の工夫も期待される。利用料について、幼稚園については療育支援として含まれているので、幼保連携型にも位置づけて頂きたい。

今後内閣府において公定価格の説明を自治体に行う際に障害福祉計画との整合性についてぜひ触れて頂きたい。幼保連携型教育保育要領では特別支援教育が位置づけられたが、保育士の訪問事業等が位置づけられなかったことは残念である。

(事務局説明概要) 今後自治体が円滑に進めるために必要な支援等については、都道府県が主催される利用者向け・自治体向けの説明会等に可能な限り国としても説明する機会を設ける等していきたい。障害者福祉計画との整合性について、より具体的にしっかりと踏まえていきたい。

- ・小規模保育の保育士の比率等の計算について端数が出た際の対応については、現行の保育所の配置基準の計算では四捨五入を行っている点からそのあたりが適当ではないか。自園調理を行えない場合の調整の指数については、食事の提供について食事に要する費用を引いた形で考えている。調理員人件費や食材費であり、B型については、18/100、15/100 地域については 13/100 の調整率。それ以外については 14/100 という調整率になっている。地域区分の低い地域になるにつれて公定価格の人件費の方が相対的に小さくなるので、公定価格に占める食事に係る費用が高くなっているため、地域区分が低い地域の方が調整率が1ポイント高くなっている。
- ・公定価格における所長、主任等については、0.7兆円の中でなかなか手の届かなかった点もあるのでこれから改善できるように求めていきたい。
- ・社会福祉法人と学校法人等の異なる制度の中でご苦労されていた中で、法人を一本化する際等の様々な課題の整理をしているところであり、そうした点も踏まえていきたい。
- ・利用定員については確認制度でのご議論のように確認制度で設定されるもの。認可定員の範囲で利用定員を設定して頂くものであり、認可定員があまりにも大きな場合は実態に合わせた利用定員を設定して頂く等である。定員を恒常的に超過している場合は、減額調整のしくみを想定している。
- ・認定こども園の定員区分については、幼保のそれぞれの実態から整合性を併せて即して17区分に設定した。1号定員の規模と、2、3号定員の規模での設定で考えている。
- ・利用者負担について、1号、2、3号について、現在より高くなることはないように設定した。より整合性があるものに合わせるとなると低い部分に併せていくことになり財源の面から将来に向けた検討が必要。
- ・学級編成加算、チーム保育加算、研究・研修にたいする加算については、全体を通して頂いた様々なご意見については仮単価表を見て、本単価を設定する27年度の予算編成において検討していきたい。
- ・資料3「子ども・子育て関連3法に係る府省令の公布について」説明がなされた。なお、これ以外に10本程度の関連の府省令があるので以降自治体にも示していきたい。放課後児童クラブについて産業競争力会議での指摘や、5月の総理の増設に向けたご指摘を受けて現在文部科学省と協議をしているので、この会議でもご報告していきたい旨、事務局より補足説明された。次回日程については、6月30日(月)9時半～12時半 子ども・子育て会議(第16回)予定であること。併せて合同会議の開催形式も含めて検討する旨説明された。

以上

※ なお紙面の都合上、上記はできる限り概要を記載しています。下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX : 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp